平成２３年（フ）第７１号
宮城県白石市福岡長袋字上畑ケ90番地１
債務者　小野　勝広
１　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第２２８号
茨城県筑西市小川1391番地358
債務者　佐藤　直人
１　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第７１８号
千葉市若葉区貝塚町192番４　市営住宅貝塚第２団地２棟106号
債務者　竹内　經巳
１　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７４９号
千葉県市原市荻作1294番地５
債務者　榮子　明美
１　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７５２号
千葉県市原市旭五所１番地３
債務者　高橋　進治
１　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７６８号
千葉県市原市古市場64番地２　パレシオングリーンヒルズ106号
債務者　田中　義弘
１　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７７９号
千葉県市川市入船２番１―202号　リヴィエール
債務者　阿部沙也子
１　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８０１号
千葉県市原市国分寺台中央５丁目２番地11　昇和ハイツ102
債務者　小山田　智
１　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８０７号
千葉市若葉区みつわ台４丁目17番18号　みつわプラザ206号
債務者　田本美沙緒
１　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８１０号
千葉市稲毛区宮野木町1712番地７　シャンベール宮野木102号
債務者　中森　育絵
１　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８２６号
千葉市稲毛区小仲台４丁目12番12号　中溝荘２号
債務者　竹之内良夫
１　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８３６号
千葉市稲毛区千草台２丁目２番９棟404号
債務者　新家　元子
１　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８４１号
千葉県市川市曽谷４丁目32番10号
債務者　新妻佳奈子
１　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８６３号
千葉県市川市柏井町２丁目53番地８
債務者　重久　園美
１　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８６７号
千葉県船橋市丸山２丁目42番１棟301号
債務者　山本　弘子
１　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８８１号
千葉県船橋市駿河台２丁目２番11号
債務者　井上真由美
１　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８９３号
千葉市美浜区打瀬３丁目１番地３　ブエナテラーサＤ―605号
債務者　齋藤　幸恵（旧姓小林）
１　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２９１号
金沢市小坂町北45番地６
債務者　中　　康夫
１　決定年月日時　平成23年８月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
金沢地方裁判所